

第7回群馬県小学生ゴルフ大会

(兼)関東小学生ゴルフ大会新潟・群馬ブロック予選競技

小学生4・5・6年生 男子・女子の部 群馬ブロック

■開催日：平成30年5月13日(日) ■会場：サンコー72カントリークラブ 赤城・榛名コース

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。

本書に記載のない事項や追加変更がある場合は、競技規定やプレーヤーへの通知文書または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は2打とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則 27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. ラテラル・ウォーターハザード (規則 26-1)

ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。

線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地 (規則 25-1)

修理地は白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含む。

パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤードエッジマーキングペイント (スタンスの障害物は除く)

4. 動かさない障害物 (規則 24-2)

(a) 排水溝

(b) 人口の表面を持つ道路に接した排水溝 (その道路の一部とみなす)

(c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域 (その動かさない障害物の一部とみなす)

(d) 黄黒の縞杭 (本競技には適用しない)

5. コースと不可分の部分

ウォーターハザード内にある人工の壁や杭でできた構造物。

6. バンカー内の石

付属規則 I (A) 3 f を適用する (ゴルフ規則 164 ページ参照)

7. 防球ネット

コース内の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2 b (i) により処置するときは、障害物の中や下を通さずに救済のニヤレスポイントを決めなければならない。

8. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディや携行品によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則 18-2、18-3、そして規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が、風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされる事になる。

9. 地面に食い込んでいる球

スルーザグリーンにおいて球が打球の勢いで地面に食い込んでいるときは、罰なしに球を拾い上げ元の位置にできるだけ近かつホールに近づかない箇所にドロップする事ができる。その際球はふくことができる。

10. 目的外のグリーン

予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。

11. 規則 6-6 d 例外の修正

どのホールであっても、プレーヤーがスコアカードを提出前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレーヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレーヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6 d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (B)1a』を適用する。(ゴルフ規則 176 ページ参照)

4. 使用球の規格 (ゴルフ規則 177 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I (B)1b』

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミックス製または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断 (落雷などの危険を伴わない気象状況) については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格 (ゴルフ規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 : 無線機及び放送にて通報する。

険悪な気象状況による即時中断 : 無線機及び放送にて通報する。

プレーの再開 : 無線機及び放送にて通報する。

7. ホールとホールの間での練習禁止 (規則 7.2 注 2)

『規則付 I (B)5b』 (ゴルフ規則 181 ページ参照)

8. キャディ(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーは親権者、親権者に準ずる者、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディとして使用する事を禁止する。

この条件の違反の罰は『規則付 I (c)2』を適用する。(ゴルフ規則 177 ページ参照)

9. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注 意 事 項

1. プレーヤーは、競技規則と目土袋を必ず持参すること。
2. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないように注意すること。
プレーの不当な遅延については、ペナルティーを科すことがある。
3. スコアカードは指定カードを使用すること。
4. 携帯電話のコース内持ち込みを禁止する。
5. 服装はブレザー又は学生らしいものを着用し、シャツは中に入れ、帽子着用のこと。
6. 1 番 10 番ティインググラウンド周辺、9 番 18 番のグリーン周辺を除き、ギャラリーのコース内立ち入りを禁止する。同場所での携帯電話の使用を禁止する。
7. 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。
8. 競技委員会は、競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
9. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 コイン(25 球)に限定する。
10. スタート 15 分前には、必ずティインググラウンド周辺に待機すること。
11. 手引きカートについては、使用可とする。但し、補助電動機能付の手引きカートは使用不可とする。
12. 競技の条件やローカルルールに変更がある時は掲示して告知する。
13. 距離測定のための機器の使用を禁止する。
14. キャディをする親権者の服装は、ゴルフ場のホームページ(ドレスコード)を参照して下さい。

競技委員長 井草 洋一